

物流事業者向け 有料職業紹介サービスについて

物流関連企業 各位

ロジスティック人材育成カレッジ[®]

(網干自動車教習所)

(網干総合教育センター}

代表取締役 **廣橋 一仁**

前略

弊社では、かねてより職業能力開発法に基づく、物流人材に対しての職業能力開発訓練を提供してまいりましたが、今回 厚生労働大臣より“有料職業紹介事業免許”の交付を受け、物流企業さまへの人材供給サービスを開始いたしました。

つきましては、添付の求人票をご提出いただけましたら、求職者を精査のうえご要望に沿う人物をご紹介させていただく旨、ご案内させていただきます。

なお、求人お申込みに際しましては、職業安定法の定めにより申し込み手数料
¥ 7 1 0 を収受させていただくことになっておりますので、何卒ご寛容のほどお願いいたします。



御社と求職者との雇用関係が成立して御社人材としての活躍におきまして、**初任者訓練の必要性ならびに多能工人材としての資格取得と技能訓練**をご要望の向きは、認定職業訓練を実施させていただきますので、別途ご用命いただければと存じます。

取り急ぎ、職業紹介事業開始のご挨拶とご案内とさせていただきます。

早々

求人票(労働条件明示書)

職業安定法第5条の3により、労働条件を明示し 求人申し込みいたします。

求人者 → 職業紹介事業者 → 求職者

求職申込日	年 月 日
①求人法人名	
②業務内容	(雇用直後) ☐ 運輸運行職 ☐ 倉庫荷役職 ☐ 一般労務職 ☐ 総合職 ☐ その他（ ）
	(変更の範囲) ☐ 変更なし ☐ 右記の範囲（ ）
③契約期間	☐ 期間の定めなし ☐ 期間の定めあり 雇用契約期間（ から まで） 契約の更新 ☐ なし ☐ あり（契約期間満了時の業務量、勤務成績、経営的雇用維持状況により判断。通算契約期間は4年を上限とする。） ☐ 自動更新 ☐ あり（更新回数は3回を上限とする）
④試用期間	☐ あり：期間 ケ月（試用期間中の労働条件の変更 ☐あり ☐なし） 試用期間と本採用が同一の労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示。また、有期労働契約が試用期間としての性質を有する場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示する。 ☐ なし

⑤就業場所 （事業所名、住所明記）	（雇用直後） ----- （変更の範囲） ☐ 変動なし ☐ （ ）
⑥就業時間	始業（ ）～終業（ ）
⑦休憩時間	休憩開始時間〈 〉～終了時間（ ） のべ（ ）分
⑧休日	☐ 土日、祝日（１２月２９日～１月３日を含む） ☐ その他（ ）
⑨時間外労働	☐ 有 （月平均 時間） ☐ なし
⑩賃金	☐ 基本給（月給） 円 ☐ 通勤手当（ ☐ 実費支給 上限制 ☐ なし ☐ あり（ ） ☐ 昇給 ☐ あり ☐ なし ☐ その他（ ）
加入保険	☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 加入適用なし
就業場所における受動喫煙防止措置の状況	☐ 屋内原則禁煙（喫煙室 ☐ あり ☐ なし） ☐ 事業場内全面禁煙

(注) 試用期間と本採用が単一の労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。

●取扱職種の範囲等

自動車運転の職業、その他の輸送の職業、定置・建設機械運転の職業
倉庫作業員、配達員
地域は国内

●求人者から徴取する手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	求人者より ￥ 7 1 0 円を申し受けます。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 または 2 のいずれかの額の紹介手数料を対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

	ただし、同一の雇用主に引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合は、6ヶ月を超えた雇用については申し受けません。 1. 支払われた賃金の10%以内（消費税相当分を含む）に相当する額 （下記2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。） 2. 期間の定めのない、雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合は、つぎの①または②によって算出された額のうちいずれか大きい額 ① 当該6ヶ月の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の10%以内（消費税相当分を含む）に相当する額 ② 当該6ヶ月の雇用に係る賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3ヶ月を超えるごとに支払われる賃金を差し引いた額の14%以内（消費税相当分を含む）に相当する額。
--	--

求職者からの手数料の徴収は**一切**ありません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **廣橋 一樹** 連絡先 **079-274-1839**

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適性管理規定」に基づき、適正に取扱います。当事業所の「個人情報適性規程」は下記のとおりです。

第一条 個人情報を取扱い事業所内の職員の範囲は、職業紹介部もの職員とする。個人情報取り扱い責任者は職業紹介責任者 **廣橋 一樹**とする。

第二条 職業紹介責任者は、個人情報を取扱い第一条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第三条 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に関わる個人から情報開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なくおこなうものとする。さらにこれにもとづき修正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また個人情報の開示または訂正に関わる取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第四条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱に係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 **廣橋 一樹**とする。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けておりません。

【有料職業紹介所】

株式会社 網干総合教育センター

厚生労働大臣許可番号 28-ユ- 301201 号

ロジスティック人材育成カレッジ*